

12 セーフティネット

- (1) 少額短期保険業者は保険業法に定める保険契約者保護機構の加入対象ではありませんので、経営破綻時において同機構による資金援助等の措置はありません。また、保険契約者保護機構による補償対象契約には該当しません。
- (2) 少額短期保険業者による保険契約者等の保護のための制度として、保険業法において供託金の制度が設けられています。当社では、毎決算期に法務局に供託金を差し入れることとしています。

13 少額短期保険業者の制限

少額短期保険業者には、保険業法により次の制限が設けられています。

- ・引き受ける保険契約の保険期間は1年以内であること
- ・死亡保険の保険金額は300万円以下であること
- ・1人の被保険者について引き受けるすべての種類の保険の保険金額の合計額が1000万円以下であること
- ・1人の保険契約者について引き受ける死亡保険の保険金額の合計額が3億円以下であること

14 その他のご注意事項

- (1) 当社の募集人は、お客様と当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客様からの保険契約のお申込みを当社が承諾したときに有効に成立します。
- (2) 本商品に関する保険料は、税法上、生命保険料控除の対象となりませんのであらかじめご了承ください。
- (3) 保険金額の変更は、保険契約の更新時においてのみ取り扱います。

15 お問い合わせ・苦情・相談窓口

保険のお手続きやご契約に関する苦情・ご相談につきましては、当社コールセンターまでご連絡ください。

●保険のお手続きに関するお問い合わせ

通話無料 0120-20-5019

受付時間：午前9時～午後5時

(土・日・祝・休業日を除く)

●苦情のお申し出・ご意見

通話無料 0120-19-4023

受付時間：午前10時～午後5時

(土・日・祝・休業日を除く)

16 指定紛争解決機関について

お客様からお申し出いただいた苦情等につきましては、解決に向けて真摯な対応に努めます。なお、お客様の必要に応じ、一般社団法人日本少額短期保険協会が運営し、当社が契約する(指定紛争解決機関)「少額短期ほけん相談室」をご利用いただけます。「少額短期ほけん相談室」の連絡先は以下のとおりです。

一般社団法人日本少額短期保険協会 「少額短期ほけん相談室」

〒104-0032 東京都中央区八丁堀3-12-8

HF 八丁堀ビルディング2階

電話：0120-82-1144 FAX：03-3297-0755

電話受付時間：平日9時～12時、13時～17時

(土・日・祝日・年末年始を除く)

※詳しくは一般社団法人日本少額短期保険協会のホームページ (<http://www.shougakutanki.jp/>) をご覧ください。

17 個人情報の取り扱いについて

- (1) お客様の個人情報は以下の利用目的の範囲で利用します。
 - ・保険契約の引受け、継続・維持管理
 - ・保険事故の調査、適正な保険金の支払い
 - ・再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知及び再保険の請求
 - ・当社、グループ各社および提携先企業の商品、サービス、キャンペーン等の案内
 - ・アンケート調査・分析およびマーケティング調査・分析
 - ・商品、サービス等の改善、新たな商品、サービス等の開発等
 - ・他社から個人情報の取り扱いを含む業務を受託する場合等における、当該受託業務等の遂行
 - ・求人への応募のために履歴書、職務経歴書等を提出された場合等における、採用選考業務
 - ・各種お問い合わせへの対応
 - ・その他、上記に付随または関連する目的
- (2) 当社がお客様からお預かりした個人情報は、以下の場合に提供または共同利用することがあります。
 - ・あらかじめ本人の同意がある場合
 - ・法令等により必要とされる場合
 - ・利用目的の達成に必要な範囲内において、個人情報の取扱いの全部または一部を委託する場合
 - ・保険金の適正及び迅速なお支払いのために必要な範囲内において、保険事故の関係者(当事者、医療関係者等)に提供する場合
 - ・再保険契約の締結や再保険金の請求のため、この保険契約や保険金に関する情報を再保険会社等に提供する場合
 - ・グループ企業との間で共同利用する場合
 - ・少額短期保険業者等と情報の相互照会をする場合
- (3) 当社は、グループ会社との間でお客様の個人情報を共同利用させていただくことがあります。共同利用される個人情報の項目、共同利用者の範囲、共同利用の利用目的、個人情報の管理責任者等の詳細は当社ホームページをご確認ください。
- (4) 当社は、金融分野における個人情報保護に関するガイドラインに定める機微(センシティブ)情報については、同ガイドラインに掲げる例外の場合を除きご本人の同意なく取得、利用または第三者提供いたしません。
- (5) 上記の他、当社の個人情報の取扱いに関する詳細は当社ホームページをご覧ください。

死亡保険

重要事項説明書

— 契約情報 —

この契約情報では、保険商品の内容を理解するために必要な情報やお客様にとって不利益になる事項など特にご注意いただきたい情報を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご理解のうえお申し込みくださいますようお願いいたします。この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細についてはご契約後にお送りする「普通保険約款」をご確認ください。「普通保険約款」は当社ウェブサイトにも掲載しております。また、お申し出をいただければ事前にお送りいたします。

- ご契約に際しては、保険契約者・被保険者ともに、ご本人にこの契約情報を読んでいただく必要があります。
- 保険金をお支払いできない場合など特に不利益となる情報が記載された部分は必ずお読みください。
- 現在ご加入中の保険契約を解約して新たにご契約を申し込む場合、お客様にとって不利益となる場合があります。

DMM 少額短期保険

1 商品のしくみ

この商品は、被保険者の方が死亡された場合に、所定の死亡保険金をお支払いするものです。掛捨て型の保険ですので、貯蓄性(満期返戻金など)はありません。

2 保険の対象となる方(被保険者)の範囲

この商品には、責任開始日時時点で満20歳～満85歳までの方がご加入いただけます。

3 保障内容

●保険金をお支払いする場合

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金額(支払額)
死亡保険金	被保険者が保険期間中に死亡したとき	100万円、200万円、300万円から選択

※戦争その他の変乱により被保険者が死亡した場合で、その原因により死亡した被保険者の数が増加した場合には、会社は、死亡保険金を削減して支払うかまたは支払わないことがあります。

※保険金の支払事由に該当するにもかかわらず、想定外の事象発生により、会社の収支に著しい影響を及ぼす状況変更が発生したときは、会社の定めにより保険金を削減して支払うことがあります。

●保険金をお支払いできない主な場合

- ①責任開始日からその日を含めて3年以内の自殺
- ②保険契約者または保険金受取人の故意
- ③保険契約が告知義務違反により解除となる場合
- ④次の重大事由により保険契約が解除となる場合
 - ・保険金を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故を起こした場合
 - ・保険金請求に関し、保険金受取人に詐欺行為があった場合
 - ・他の保険契約との重複によって、保険金額等の合計額が著しく過大となり保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 - ・保険契約者、被保険者または保険金受取人が反社会的勢力に該当すると認められる場合
 - ・上記と同等に、会社の保険契約者、被保険者または保険金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待しえない事由がある場合
- ⑤保険契約が詐欺により取り消された場合
- ⑥保険金を不法に取得する目的をもって保険契約を締結したために保険契約が無効となった場合

4 保険期間と更新の取扱い、保険料の決定方法

(1) 申込締切日(毎月24日)までに保険契約のお申込みを受理し、当社がそのお申込みを承諾したときは、第1回保

険料の払込みがあった月の翌月1日を責任開始日とし、責任開始日から保険契約上の責任が開始します。申込内容に不備や確認事項がある場合には、申込締切日までにお申込みをいただいたとしても責任開始が順延される場合があります。

- (2) 保険期間は、責任開始日から1年間です。
- (3) 保険料は、被保険者の満年齢・性別・保険金額によって決まります。新たに保険を契約した際の保険料は、責任開始日時点の満年齢に応じた金額となります。お申込みの保険プランの保険料は、パンフレットをご覧ください。
- (4) 保険契約の計算の基礎に著しく影響を及ぼす状況変更が発生したときは、保険期間中に保険契約の保険料の増額または保険金の減額を行うことがあります。
- (5) 保険契約者が保険期間の満了日までに当社所定の書面にて契約を更新しない旨を通知しない限り、保険契約は更新日(保険期間満了日の翌日)において被保険者の年齢が満99歳まで更新されます。
- (6) 更新後の保険期間は、更新日から1年間です。
- (7) 更新後の保険料は、更新日時点の保険料率と満年齢により再計算されます。更新日時点の満年齢に応じた年齢帯が変わる場合には、多くの場合保険料が上がります。また、保険料率の見直しが行われた場合には、更新後の保険料率はパンフレットに記載の金額ではなく、新しい保険料率により計算された保険料となります。
- (8) 更新の際に保険契約の計算の基礎に影響を及ぼす状況変更が発生したときは、会社の定めにより更新時の保険契約の保険料の増額または保険金の減額を行うことがあります。

5 保険料の払込方法と猶予期間、払込みがない場合のご契約の失効

- (1) 保険料の払込期間は保険期間と同じです。お申込みの際に月払(12回払)または年払(1回払)のいずれかの払込回数を選んで払い込んでください。
- (2) 保険料の払込方法は、口座振替またはクレジットカード払いから選択できます。(インターネットからのお申込みの場合は、クレジットカード払いに限ります。)
- (3) 保険料は払込期月に払い込んでください。保険料の払込期月は次のとおりです。

	口座振替の場合	クレジットカード払いの場合
第1回保険料	会社が保険契約のお申込みを承諾した日から申込締切日の属する月の翌月末日まで	会社が保険契約のお申込みを承諾した日から申込締切日の属する月の末日まで
第2回以降の保険料	<月払契約>月単位の契約応当日の属する月の前月の初日から末日まで <年払契約>年単位の契約応当日の属する月の前月の初日から末日まで	

(4) 払込期月に保険料の払込みがなかった場合の猶予期間とその取扱いは次のとおりとなります。

- ①第1回保険料には猶予期間はありません。したがって、第1回保険料の払込みがない場合、保険契約は無効となります。
- ②第2回以降の保険料の猶予期間は払込期月の翌月初日から翌々月末日までです。保険料の払込みがなかった場合は、払込期月の翌月に、翌月分の保険料とあわせて2か月分の保険料の請求を行います。払込期月の翌月の請求に対しても保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、猶予期間中に払込期月を過ぎた保険料を会社所定の方法により払い込む必要があります。
- (5) 猶予期間中に保険料の払込みがない場合、保険契約は猶予期間満了日の翌日から失効します。保険契約が失効した場合、保険契約を復活させることはできませんのでご注意ください。

6 告知義務

- (1) 保険契約者または被保険者には、保険契約のお申込みの際または保険金額を増額する際に、支払事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち会社所定の質問事項について、会社所定の書面により告知していただく必要があります。故意または重大な過失によって事実を告知されなかった場合や、告知内容が事実と違っていただけ等には、ご契約が解除となり、保険金をお支払いできない場合があります。
- (2) 当社の社員(コールセンターの担当者を含みます。)や少額短期保険募集人(募集代理店の職員を含みます。)には告知受領権がありません。そのため、告知事項について口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんのでご注意ください。
- (3) (2)にかかわらず、当社は電話等によるお申込みの場合に、あらかじめ告知を受領する旨お伝えしたうえで、電話等を通じての告知を受け付ける場合があります。

7 保険契約を解約して新たな保険契約を申し込む場合の注意事項

新たな保険契約を申し込んだとしても、健康状態等により新たな保険契約に加入できないことがあります。また、保険契約を解約すると保障がなくなり、現在の保険契約と新たな保険契約との間で保障のない期間ができる場合があります。保険契約は、新たな保険契約の成立を確認したうえで解約手続きを行ってください。

8 お申込みの撤回

保険契約者は、申込日または第1回保険料払込日のいずれか遅い日からその日を含めて8日(消印有効)を経過するまでは、お申込みの撤回をすることができます。お申込みの撤回をご希望の場合は、保険契約のお申込みを撤回する旨、保険契約者氏名(自署)、住所、(複数のお申込みがある場合は)

被保険者氏名を記載した書面を郵便により当社宛てに通知してください。

9 保険金の請求

- (1) 保険金の支払事由が発生した場合には、当社に遅滞なくご連絡ください。
- (2) 保険金を請求する権利は3年間を経過すると時効によりなくなりますのでご注意ください。

10 保険金直接支払サービス

- (1) 保険金直接支払サービスは、被保険者の方が亡くなられた場合(保険金支払事由が生じた場合)において、当社の提携葬儀社等を通じて葬儀等を行う場合に、保険金を直接提携葬儀社等にお支払いするサービスです。このサービスは無料で申し込むことができ、お申込み後もいつでもサービスの利用を中止することができます。
- (2) 保険金直接支払サービスを申し込んだ場合でも、被保険者が亡くなられた際、保険金受取人が希望すれば、提携葬儀社等に保険金を支払わず、保険金受取人が保険金を受け取ることができます。
- (3) 提携葬儀社等は、長期的にサービス等の水準・品質・内容を維持できることを基準として、当社のグループ会社である株式会社DMMファイナンシャルサービスおよび同社が提携する葬儀社等を選定しております。株式会社DMMファイナンシャルサービスおよび同社が提携する葬儀社等は当社までお問い合わせください。
- (4) 提携葬儀社からサービス等の提供を受け、その費用に対して保険金の支払額が不足した場合、保険金受取人は提携葬儀社にその不足額を直接支払う必要があります。
- (5) 提携葬儀社からサービス等の提供を受け、その費用に対して保険金の支払いに余剰金が生じた場合、会社はその余剰金を保険金受取人に支払います。
- (6) 提携葬儀社が事業を停止した場合や、お客様のご希望地域に提携葬儀社がない場合には、あらかじめ想定していたサービス等をご利用いただけない場合があります。この場合は、お客様のご了承を得たうえで、他の提携葬儀社等をご案内することがあります。

11 配当金・解約返戻金等

- (1) この保険には、契約者配当金はありません。
- (2) この保険には、満期返戻金や解約返戻金はありません。ただし、保険料の払込回数が年払(1回払)のお客様が保険契約を解約した場合には、次の方法により計算した未経過保険料を返戻します。
未経過保険料=払込済の年払保険料－(月払保険料相当額×解約日における既経過月数(注))
(注) 保険期間開始日から解約日までの月数とし、1か月未満の端数は1か月に切り上げます。